

平成 21 年度

# 施 政 方 針

平成 21 年 2 月

八幡市長 明 田 功

(はじめに)

本日ここに、平成 21 年度の予算案をはじめ関係諸議案の審議をお願いするにあたりまして、私の市政運営に対する基本的な考えを申し述べ、皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。昨年 2 月 27 日に市民の皆様から負託を受け、市長に就任をさせて頂きましてから、丸 1 年が経ちました。この間市民や議員の皆様のご指導、ご支援の下、毎日が新しい勉強の連続であり、時間の経過がとても早く感じられた 1 年でありました。行政とのかかわりにつきましては、府議会議員として 14 年間活動してまいりました。しかし、市政を運営するのは、初めての経験であり、職員の皆様の大きな励ましや協力もあり、お蔭様でこの 1 年、私なりに汗を流し、誠意を持って市政運営に努めることができました。改めまして市民ならびに議員の皆様そして職員の皆様にお礼を申し上げます。

こうした中におきまして、年明け早々に職員採用に係る収賄により副市長が逮捕され、起訴されるという事態に直面をいたしました。このような事態に至りましたことは大変残念であり、断腸の思いであります。公平・公正な行政を司る市の組織内で、しかも私が自らお願いをし、その職に留まって頂いた副市長にかかわることでありまして、責任の重さを痛感いたしております。改めまして、議員各位ならびに市民の皆様に深くお詫びを申し上げます。ご心配、ご迷惑をおかけいたしまして、誠に申しわけございませんでした。副市長からは、2 月 2 日付でお詫びの言葉とともに辞職届が提出され、私はこれを受理し、2 月 2 日付で副市長の職を解かせて頂きました。またこの件に係わる私の任命責任と軽率な行動につきまして、私自身の責任を痛感し、私自身に対する減給処分を先般全員協議会において発表し、今議会にその専決についてご承認を求めさせて頂いているところであります。

倫理の保持につきましては、行政に対しての信頼を回復するよう、より一層の周知、徹底を図ってまいります。また、私を含めました特別職につきましても、倫理規程などの策定に向けて検討を行い、市民の信頼確保に努めてまいります。今後二度とこのようなことが起こらないよう、また失った信頼を一日も早く取り戻せるよう、全職員一丸となって市民のための市政を進めてまいります。ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

(本市を取り巻く状況)

さて、国内の経済は、米国のサブプライムローンに端を発した金融不安が全世界に

波及し、株価の暴落や円高による輸出産業のダメージも相俟って、深刻な状況に至っております。景気の後退による税収減少などの地方財政への大きな影響もあることから、1日も早く経済が立て直されることを望むものであります。しかし、構造的な不況は当分の間続くものと考えられ、地方自治体を取り巻く環境は厳しさが続くと思われされます。一方、少子・高齢化が急速に進み、労働力人口の減少や、税収の減少が懸念される中におきまして、拡大する福祉需要への対応や、安全・安心の確保、教育環境の充実、都市基盤整備の推進など、今後、行政が解決しなければならない課題は増加をしております。

地方分権につきましては、昨年5月に地方分権改革推進委員会によってまとめられました「第1次勧告」に基づき、平成22年4月までに約250の法令条項に基づく事務が都道府県から市町村へ移譲されることとなります。地方分権は、都道府県よりも住民に身近な存在である市町村が、自らの選択と責任により、地域の特色を生かした地域づくりを進めることを目的として進められるものであります。本市も限られた財源の中におきましてさらに創意工夫を凝らし、個性ある地域づくりを進めていくことが今まで以上に求められます。権限の移譲とともに、八幡市自身の責任と自立とがますます問われることとなります。

#### （市政運営の方針）

個性ある地域づくりを推進する前提の一つは本市の財政状況であります。財政構造の弾力性を示す一つの指標である本市の経常収支比率は平成19年度決算において101.4%となりました。望ましいとされる75%を大きく上回る結果であります。これは、人件費や扶助費、公債費など経常的な支出を税や交付税などの経常的な収入で賄えないということであり、本市の財政状況は極めてひっ迫しており、好転の兆しも見えにくい状況ではあります。しかし市民生活を守り、まちづくりの歩みを止めるわけにはまいりません。

平成21年度は、「第4次八幡市総合計画」の基本計画部分につきましては、前期計画の折り返しの年となります。リーディングプロジェクトをはじめ、計画に掲げました施策・事業を着実に進めていくことと併せて、公約であります「やわた8つのマニフェスト」の実現を図ってまいります。そのため、行政自らが担う役割を明確にします。施策の重点化に取り組みます。行政運営の適正化・効率化と健全な財政基盤の構築に向けた取り組みを一層進めてまいります。現在取り組んでおります「第4次行

「財政改革」は数値目標や効果額を掲げております。取組内容や結果が評価として表れます。平成 21 年度はその最終年度であり、今一度市民の視点と経営の視点に立って、行財政改革の目標達成に取り組みます。

平成 21 年度当初予算は年間を通した私にとりまして初めての本格予算であります。前に述べさせて頂きましたとおり、行政サービスを低下させない中で、必要な施策を展開するためには、文字どおり、スクラップアンドビルドや徹底した経費の節減が必要であります。

このことから、予算編成にあたりましては、担当部署からの予算要求に際して、「2 つのゼロ」の視点で行うように指示をいたしました。

1 つ目のゼロは既存の事業を「ゼロベース」で徹底的に見直すことであります。事業をはじめたときの背景や情勢が現在とは異なっている場合があります。背景や情勢の変化を見極め、過去の実績をそのまま次年度に展開するのではなく、真に必要な事業への予算配分をするため、より良い方策を探し出し、新たな展開を見いだすよう、今一度確認を行ったところであります。その結果、外部委託の見直し、印刷物の内部作成など 27 項目の提案があり、その多くを今回の予算に反映させました。

2 つ目のゼロは「ゼロ予算事業の推進」であります。特段の予算措置を伴うことなく、職員自らが汗をかき、創意工夫のもと行政サービスの一層の向上を目指すものであります。職員の政策形成能力も向上されます。その結果、施設・設備の簡易補修や職員自身による講座講師の実践など 28 項目の提案があり、その取り組みを進めることとしております。それぞれの成果はまだ小さいかもしれませんが、掛け声だけに終わることなく、「2 つのゼロ」は着実に進行していると報告ができます。

昨年の市長就任時の所信表明で述べましたとおり、私が市政運営を行ううえでの基本姿勢は大きく 3 つございます。

1 つ目の基本姿勢は「自立と協働」であります。偏することなく、市民の皆様と広く対話を重ね、共に考え、共に行動する自立と協働の開かれた市政運営に努めることとあります。一人ひとりの市民が自立する中でこそ、弱者に対するやさしさや思いやりを持つことができると考えます。すべての市民がふるさと八幡に関心を持って頂き、

積極的にまちづくりに参加願えるよう働きかけを行い、互いに他を認め合う豊かな人間関係と、自立と協働による温もりのある地域社会を市民の皆さんと共に築いてまいりたいと考えております。

2つ目の基本姿勢は「自然保護と歴史・文化の尊重」であります。本市は先人から受け継いできた男山や木津川などの豊かな水と緑に恵まれ、石清水八幡宮や松花堂などのすぐれた歴史・文化資源を有しております。人間が自然の中でようやく生かされているとの考えのもとで、自然環境を大切にし、歴史・文化資源を、まちの誇れる財産として、市内外に積極的にアピールしていくことと、次代に引き継いでいくことが、我々の使命であると考えております。

3つ目の基本姿勢は「国や府との協調」であります。新名神高速道路の整備や、三川合流地域の国営公園拡充などの国家的プロジェクトをはじめ、本市だけでは成し得ない様々な分野において、国や京都府、さらには近隣の市町と連携、協力する中で、本市の更なる発展を目指していくこととあります。

これら基本姿勢に基づき、平成 21 年度の予算編成にあたりましては、行政の担う役割の明確化と施策の重点化の方針に基づき、とりわけ「教育」、「福祉」、「都市基盤整備」の充実を重点施策と位置付け、これを中心とした予算配分に配慮を行いました。

「教育」では、将来の元気で前向きな八幡市を担う子どもたちの育成に重きを置き、学校教育と学習環境の一層の充実に向けた取り組みを進めます。

「福祉」では、高齢者が、若々しい意欲を持ち元気でいきいきと活躍ができる施策を充実します。また、子育て支援センターの移転開設による家庭保育支援の充実や、欽明台地域での民間保育園開設による保育需要への対応拡大など、子育て支援を充実します。

「都市基盤整備」では、八幡市駅を中心とした「八幡市バリアフリー基本構想」の推進や、橋本駅周辺の交流拠点づくりに向けた取り組みなどを進めます。

それでは、平成 21 年度の市政運営の基本的な考え方と主要な施策の概要を5つの柱に沿って、ご説明申し上げます。なお、本来、当初予算として計上すべき施策・事

業を、より有利な財源である国の第2次補正予算を活用するため、一部前倒しして、平成20年度の補正予算で計上しました事業も含めております。

1つ目は「楽しさと喜びが実感できる、学びのまちづくり」であります。

子どもたちが意欲を持って学力向上に取り組める学習環境を提供したいと考えております。加えて、すべての市民が豊富な歴史・文化資源を活かし、文化・芸術・スポーツ活動を通じて心豊かに生活できる施策を推進します。未来を担う子どもたちが地域に育まれながら夢と希望とをしっかりと持ち、自分自身の可能性を広げるという目的を持って学ぶことが大切であると考えております。そのためには、子どもたちが時には苦しいこともあるだろうけれども、学ぶことに対する関心を持つように、学ぶことに楽しさを感じるように、学んで身につけたことに達成感を感じるように、努力してよかったと実感できるようにすることが大切であります。このため、学ぶ環境を整えるとともに、一人ひとりの教員が情熱を持ち、一人ひとりの子どもと向き合い、子どもに関心を持たせ、子どもに「やればできる」との自信を持たせ、地域の方々のご協力を仰ぎながら、「確かな学力をつける学校、楽しい学校、地域が支える学校」をキーワードに、学校教育を充実することを最重点施策とします。

学校教育の基本は、文字に親しむことです。そのために、学校における読書を充実します。新しい学習指導要領に基づき、すべての学習の基盤となる言語力を高めます。図書の整理や図書室での子どもの「調べ学習」などを推進するため、中学校ブロック毎に図書館司書を配置します。さらに、図書館システムを導入し、読書傾向の把握や、図書の充実と併せて、図書館教育を充実します。また、八幡市子どもの読書活動推進の一環として、市民図書館と小中学校とが連携して、教員らによる全小中学生向け推薦図書目録を作成し、読書に親しむ環境づくりに取り組みます。判りやすく興味を持ちやすい授業を行うため、地上波デジタル対応の大型モニターを計画的に配備し、それぞれの教科において広範なインターネット教材を活用します。これまでどおり、漢字や英語の基礎力を育むため、携帯ゲーム機を活用したモジュール学習を推進します。

学校教育の充実を図るうえでもっとも大きな役割を担うのは教員であります。子どもに対する深い愛情を持ち、子どもに授業に対する関心を持たせ、教科指導における

専門性を持った教員の資質向上をより一層図ります。京都府の研修講座の活用とともに、教育研究所での研修に実践型・体験型のメニューを設けるなど、研修の充実に取り組みます。教員が子どもを力強く指導するためには子どもと向き合う時間を確保しなくてはなりません。このため、全教員にパソコンを配備するとともに、学校事務軽減検討委員会を設置して、学校事務の軽減を図り、教員が子どもと向き合う時間と、教材研究を十分に行う時間の確保に取り組みます。

社会の多様化や急激な変化は子どもたちにも少なからず影響を与え、子どもたちは不登校やいじめなど様々な課題を表出しております。このため、児童生徒の理解に努め、教員との信頼関係に基づき、保護者との連携のもと早期発見・早期解決を図ります。また、学校が子どもにとって楽しい場となり、授業に集中力を持って臨めるよう、必要に応じて教育支援員を配置します。特別支援教育では、児童生徒の学習活動の支援を行うため、特別支援教育支援員の配置時間を拡充します。さらには、保健室の役割が大きくなっている現状から、必要に応じて養護支援員を配置するとともに、保健ソフトを導入して効率の良い健康管理と保健事務の軽減を図ります。

学校整備につきましては、京都式少人数教育の趣旨を踏まえ、個に応じた指導を一層推進するため、学校施設整備計画に基づき、橋本小学校を増築するとともに、引き続き耐震化と大規模改修を進めます。また、老朽化した小学校のプールを計画的に改修します。男山第二中学校でのエコ改修事業は、授業環境の整備という観点から、事業を中止する方向で関係省庁と協議を始めました。環境自治体宣言のまちとしてこれまで進めてきました環境教育は継続して取り組んでいく考えであります。夏の暑い時期の中学生の授業への集中度を高めるため、全中学校の普通教室に空調設備を計画的に整備します。これにより授業時間の拡大をも図り、一層の学力向上を目指します。

学校再編に関連しては、平成 22 年 4 月の八幡第二小学校と八幡第四小学校の統合に伴う児童数の増加に対応するため、八幡第二小学校の学校給食調理室を改修します。なお、南山小学校区の中学校区につきましては、引き続き保護者など関係者のご理解を頂くための取り組みを進めてまいります。

本年 4 月からの新学習指導要領の一部先行実施により、理科あるいは数学などの授業時数が、1 割程度増加することに伴い、必要な教材を整備します。また、クラブ活動備品の計画的な整備を行います。

学校の教育活動を地域全体で支援することにより、多様な方式によって学校を支援し、地域の人々が力を発揮することによって地域の教育力の向上を図るため、平成 20 年度から、文部科学省の委託を受けて、男山中学校ブロックで学校支援地域本部事業に取り組んでいます。今後、この事業をその他の中学校ブロックに計画的に取り入れます。さらに、学校毎の地域との連携事業や、児童生徒のふるさと体験学習、教員のふるさと研修など、地域連携教育活動を推進するため各校に設置する学校支援協議会に助成を行います。また、学校外での自学自習の習慣化を図り、確かな学力を身に付けさせるため、放課後の学習機会の拡充を進めます。学校教育を社会教育の視点、地域の視点から支援するため、教育委員会の体制を強化するとともに、新たに設置します政策アドバイザーから、専門的な立場からの指導・助言を得ていくこととしております。

子どもたちの成長の基盤は基本的な生活習慣の確立であります。引き続き睡眠の重要性に着目しながら、生活リズムの確立に向けて、家庭との協力のもとで「早寝、早起き、朝ごはん」の取り組みを進めてまいります。

子どもたちの健やかな身体づくりを目指し、各校において学校給食を生活に密着した授業と位置付けます。給食の時間をはじめ各教科の時間に、食に関する指導を充実するなど、食育を推進します。また、地元八幡市産の「米」や「味噌」、「野菜」、「果物」などの地場産物を使った学校給食の一層の充実に努めます。平成 18 年度からスタートしました中学校における昼食サポートは、食券式予約システムを導入し、継続して取り組みます。なお、小学校の給食費につきましては、食材価格が上昇する中で、献立の工夫などにより 11 年間値上げ回避の努力を続けてまいりましたが、限界に達しております。栄養摂取基準を確保するためにも、4 月から月額 300 円の値上げにより 4 千円に改定させていただきます。引き続き、安全でおいしい給食づくりに努めてまいりますので、ご理解をお願いします。

京都八幡高等学校の南キャンパス内に設置される府立特別支援学校につきましては、平成 22 年 4 月の開設に向けて連携してまいります。

社会教育では、文化、芸術、スポーツなどの分野で、高齢者の健康づくりの観点をも含め、市民一人ひとりが生涯にわたって活動できる場をより多く提供します。関係団体との連携、団体内部の連携、団体の紹介ができるシステムを活用することにより、

生涯学習の更なる高まりを支援します。生涯学習センターでは講演会や学習講座を、公民館では公民館講座やサークルまつりを開催します。支援を頂いております生涯学習ボランティア会など、多くの団体とより連携を深め、市民との協働による生涯学習の取り組みを進めます。

青少年健全育成では、学校や家庭、そして地域や関係団体が一体となって取り組む「八幡市ふれあい交流事業」や、「京のまなび教室推進事業」などによって、子どもの活動拠点を設け、学習・スポーツ・文化芸術活動・地域交流活動などを促進します。

生涯スポーツは、市民の健康増進と活力ある社会づくりに大きな効果をもたらします。自治組織や関係団体と連携して、地域における生涯スポーツの振興に努めます。

文化芸術におきましては、文化芸術振興会議で提言を頂き策定しました「文化芸術振興基本方針」に基づき、実施計画にとりまとめます。文化施設の整備では、文化センターの舞台設備、屋上防水や、松花堂庭園美術館の展示室の改修を行います。なお、松花堂横のガソリンスタンドが閉鎖され、その跡地が売却される予定ではありますが、松花堂の景観保全の観点や、東高野街道と八幡城陽線に面した利用価値の高い土地であることなどを勧告し、市へ売却して頂く方向で、所有者と協議を進めます。

文化財保護では、市内に所在する古文書や美術工芸品、建造物の調査をもとに、貴重な歴史遺産を本市の指定文化財に指定して、文化財の保存と活用に努めます。また、埋蔵文化財が市民にとって身近なものとなるよう、発掘調査の成果を取りまとめ、説明会や出土遺物の展示を行います。豊かな自然と文化遺産が融合した石清水八幡宮が「国史跡」の指定を得られるよう、測量調査を行います。また、三大八幡宮の所在する市の文化財担当者を交えたシンポジウムを開催をします。

2つ目は「みんなが手をさしのべる、ぬくもりのまちづくり」であります。

経済の急激な低迷や雇用不安は、社会的に弱い人たちに大きな不安を与えています。それを少しでも小さくするために、福祉が機能しなければなりません。社会的に弱い

立場にある人のために大きな力を発揮するのが行政の務めであります。だれもが明るく元気に暮らせるまちを実現するため、地域社会の中で支える側と支えられる側との両者が互いに生きがいを持って暮らせるよう、各種施策を推進します。思いやりを持つこと、見守られていると感じること、これが大切であります。

障がい者福祉では、「やさしさ、わかちあい、たすけあい」をサブタイトルにしております「障がい者計画」と、平成 20 年度に見直しを行いました「障がい福祉計画」に沿って施策を進めます。障がい者福祉サービスの利用者負担につきましては、生活の基礎である移動支援の負担を軽減することとし、現在の 5 % 負担から 2 . 5 % 負担に軽減します。また、移動支援を車いすで利用する対象者の拡大を図るとともに、サービスを担うガイドヘルパー養成講座を市独自で開催します。福祉的就労に携わる障がい者を応援する施策としては、一般交通機関を利用して、障がい者通所事業所に通う人の交通費の半額を補助します。重度身体障がい児者訪問入浴サービスにつきましては、現行の週 1 回までとしていたものを週 2 回に拡大します。また、障がいのある人たちが必要なサービスをきちんと受けられるよう、相談支援機関である「やまびこ」の体制を強化します。

児童福祉では、平成 17 年 3 月に策定しました八幡市次世代育成支援行動計画の前期計画が平成 21 年度で終了します。前期計画の成果を踏まえ、子育て家庭へのニーズ調査などをもとに後期行動計画を策定します。みその保育園内で実施してまいりました子育て支援センターは 4 月から指月児童センター内に移転します。これに伴い、職員体制を充実し、これまで赤ちゃん広場などの事業開催時はセンターを閉館して事業を実施してきましたが、利用者の利便性を図るため常時開館することとします。移転を機に、乳幼児を持つ親子の交流事業や相談事業など、子育て支援の拠点施設としての一層の充実を図ることとします。就学前施設におきましては、4 月から欽明台、美濃山地域の保育需要に対応するため、市内 13 番目の保育園が民間で開設されることとなりました。引き続き保育園の待機児童が生じないように努めます。平成 20 年度の有都保育園の改修に続き、有都幼稚園の大規模改修事業を実施します。幼稚園の預かり保育を実施している教室に空調設備を設置します。児童福祉施設では、橋本児童センターの空調設備の改修を行います。

高齢者福祉では、保健、医療、福祉、介護などを総合的に支える地域包括支援センターの運営や、要介護・要支援状態になることの予防、自立生活を支援する各種事業

が、平成 18 年度から介護保険制度に移行しております。このため、市独自の施策としては、範囲が狭まってきておりますが引き続き、高齢者施設の整備、運営、老人クラブやシルバー人材センターの活動を支援し、助成事業の充実を図ってまいります。

介護保険につきましては、平成 20 年度中に策定いたします「高齢者健康福祉計画」や、「第 4 期介護保険事業計画」に基づき、実施します。特に、高齢化の進行に伴い、介護サービス給付費の増加が見込まれますことから、総合相談の窓口である地域包括支援センターを充実することとし、市内事業所に開設を委託します。また、介護予防事業では、シルバー人材センターとの連携を図り、介護予防事業の活動拠点拡充を図ります。なお、次期保険料負担基準額は国から補助金交付があることから若干減額となり、低所得者世帯については、公的年金収入額等 80 万円以下の被保険者を対象に軽減区分を設けるなど、保険料負担の引き下げを行います。介護保険制度は 40 歳以上の国民が皆で助け合う制度であります。制度の枠外での現金支給であっても、保険料の免除と同じ結果となる措置は実質的に助け合いの精神を否定することになりかねないとされております。このことに鑑み、制度開始後 10 年目を迎えました利用料助成につきましては、助け合いの精神の下での運営を図る観点から、平成 21 年 4 月分から廃止することとしました。

市民の健康づくりにつきましては、平成 20 年度に引き続き、「特定健康診査・特定保健指導」を 40 歳から 74 歳までの国民健康保険被保険者に無料で実施し、メタボリックシンドロームの改善などに努めます。なお、75 歳以上の方や無保険者にも同様の健診を実施します。麻しん対策につきましては、第 3 期の中学生において、従来の医療機関での個別接種に加え、学校での集団接種により、接種率の向上に取り組みます。母子保健につきましては、昨年 5 回に拡大した妊婦健診の公費負担を 4 月 1 日から 14 回に拡大します。市内病院での休日夜間の小児救急医療体制の対応につきましては、引き続き関係機関へ要望いたします。市内の大学病院の経営母体の交替につきましては、医療の質が低下されることのないよう引き続き要望してまいります。

これまで遺族会主催で開催してございました戦没者追悼式につきましては、戦没者の慰霊と世界恒久平和を願い、平成 21 年度から八幡市主催で開催することといたしました。

市営南ヶ丘浴場のあり方につきましては、昨年 9 月に設置しました庁内組織で検討

を行っているところであります。平成 21 年度中に方向付けをしたいと考えております。

3 つ目は「快適で活力に満ちた、にぎわいのまちづくり」であります。

八幡市はもっと元気なまちになるべきと考えます。市民生活の利便性を向上させ、産業の発展に寄与する道路などの基盤整備を進め、活力あるまちづくりに欠かせない農業、工業、商業、観光などの産業の発展に向けた施策を推進します。

八幡市駅周辺を中心とする北部広域交流エリアにつきましては、現在、ご議論頂いております「八幡市バリアフリー基本構想」を早期に策定し、長年の課題となっておりますバリアフリー化対策のうち駅舎エレベータ設置などを優先して計画的に実現します。橋本駅周辺整備につきましては、枚方市楠葉中之芝土地区画整理事業と密接に関係していることから、関係機関と協議を進めているところであります。本市にとって重要な要素となる市道橋本南山線を延伸し、府道京都守口線に接続するためには、鉄軌道と交差し、河川の占用をしなければなりません。駅前広場やアクセス道路との一体的な基盤整備の調整、検討を始めます。まちづくりの根幹となります新名神と第二京阪についてであります。新名神高速道路の八幡・城陽間につきましては、平成 28 年度の完成に向けて用地取得などの事業に着手をされております。また、着工の判断が先送りとされております区間につきましても、引き続き京都府や関係機関と連携を図りながら、全線の事業化を要望してまいります。第二京阪道路は平成 21 年度末の全線完成に向けて事業が進められ、一般部の木津川橋の供用開始が予定されております。関係機関に早期整備を働きかけ、広域幹線道路の結節と利便性のより一層の向上を図ってまいります。

京都府の事業として進めて頂いております八幡田辺線は引き続き国道 1 号までの区間の早期整備を図ります。また、国道 1 号以西の延伸整備に向け、できるだけ早く測量・実施設計などに着手して頂きます。新名神高速道路のアクセス道路となる八幡インター線は、府とのルールに基づき、費用の一部を負担することにいたしております。府道京都守口線、木津川御幸橋の架け替え事業などにつきましては、先般 2 月 9 日に連結式を終え、平成 21 年度末の完成に向けて工事等の進捗を図って頂いており

ます。市道園内野神線につきましては、懸案でありました用地取得が完了いたしました。引き続き工事を進め、平成 21 年度末の開通に向けて鋭意取り組みます。東部地区や、仮称八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺の土地区画整理等につきましては、関係する地権者や地元の動向を注視するとともに、農業振興地域整備計画など、農業施策との整合性を図りつつ、取り組みを進めます。歴史文化を生かした個性と魅力ある歴史街道として道路の景観整備を進めております、市道土井南山線改良工事は、山下交差点から月夜田交差点までの整備に引き続き、神原交差点より山下交差点までの区間の実施設計と、改良工事を進めてまいります。

市で管理しております橋梁につきましては、平成 19 年度と 20 年度に耐震性を中心に、127 橋の総点検を実施してきました。平成 20 年度に引き続き、補修が必要な 3 橋の補修設計と、改良工事を実施します。

市民に定着し、大変喜ばれており、利用者も増加している「コミュニティバスやわた」につきましては、今後も継続します。昨年の 10 月 19 日から試験運行いたしております、南北直通路線バス運行についてであります。路線バスの運行の採算の分岐点は約 25 人の乗車といわれております。八幡市役所への市民の利便性の考えから、南北直通路線バスにつきましては、当初から、継続のための平均乗車人数を低く設定し、6 人としておりました。しかし乗車人数はそれにも達せず、試行運行を終了することにいたしました。終了に伴う手続きや、周知期間なども必要なことから 3 か月を加えた、6 月末で運行を取りやめることにいたしました。要望が寄せられておりましたバス停留所のベンチ設置につきましては、利用者の状況や、設置個所の幅員状況などを勘案のうえ、設置可能な個所に様々な工夫のもとに順次設置いたしております。すでに好評を頂いており、設置を拡大します。

三川合流部地域の豊かな自然や歴史を「交流と賑わい」によるまちの活性化につなぐため、国や京都府と連携し、国営公園の拡充に向けた取り組みを進めます。放生川に関しましては、平成 20 年度に水量確保のための試験施工を実施して頂いたところであり、この結果をもとに、引き続き良好な河川景観となるよう取り組みます。男山レクリエーションセンターの再生化につきましては、整備計画に基づき既存施設の一部撤去工事を実施いたしました。引き続き多目的広場やフットサルコートなどの整備を進めます。

農業振興では、農業の継続的な発展を図るため、担い手農家の育成・強化に取り組みますとともに、遊休農地の解消に努めます。農業生産コストの増大や農業資材の高騰により農家の経営が圧迫されている状況に対応するため、農業資材などの購入に対し、負担軽減のための支援を行います。また、市内の小学校給食に地元産味噌の採用と合わせて、米飯給食用玄米のこだわり八幡産米の供給推進を図ります。地域で生産された安心・安全な農産物の地産地消推進計画を進めるとともに、生産者と消費者との「顔が見える」交流の場づくりを推進します。京都府が進める「土づくり技術」、「化学肥料低減技術」、「化学合成農薬低減技術」の3つの技術の取得による、環境にやさしい農業を实践する「エコファーマー」の認定の促進と、地域ぐるみで農地と水を守る効果の高い環境保全に向けた営農活動に引き続き支援をいたします。

本年4月から指定管理者制度の第1回目の更新を迎えますやわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」につきましては、施設の設置目的に則した管理運営が行われますよう、指導してまいります。

商工業につきましては、商工会への補助を継続するとともに、地域商業振興協議会の事業として昨年8月から取り組まれております「八幡おおきにデー」が定着されるよう、商工会と連携して地域商業の振興に取り組みます。また、中小企業融資制度の拡充を図るとともに、緊急融資制度に伴う市の認定作業も迅速に行い、中小企業者の融資がスムーズに履行できるよう努めます。

観光面につきましては、昨年、秋に実施されました「社寺と和菓子の里めぐり」ウォークラリーのような新しい観光イベントの開催や、観光ボランティアガイドの育成に取り組み、多くの観光客の誘客が図れるよう、八幡市観光協会と連携します。

自動車処理事業につきましては「自動車リサイクル法」が施行されて4年が経過し、運用につきましては一定の定着をみました。引き続き、廃油流出対策、路上放置対策などの課題に対応します。

4つ目は「安全で安心な、やすらぎのまちづくり」であります。

生活の基盤となる住宅・住環境、上下水道整備などの生活環境対策を進めるとともに、市民の安全を守る消防・救急、防犯・防災を強化する施策を推進します。

平成 20 年度に策定いたします、住宅施策の指針となる「住宅基本計画」のストック活用計画に基づき、公営住宅の老朽化対策を検討し、良好な住環境づくりを進めます。公営住宅の管理につきましては、適切な管理運営に努めるとともに、関連法に基づき、火災予防対策の強化のための住宅用火災報知器の設置と、テレビ共聴設備を有する公営住宅について、地上波デジタル放送対応工事を平成 21 年度から 2 ヶ年で実施いたします。また、木造耐震診断士派遣事業と耐震改修助成事業とを継続実施し、住宅の耐震支援事業を進めます。

男山地域には、本市の世帯のうちの約三分の一が居住しておられます。昭和 47 年から入居が始まった男山地域は、その後 40 年近くを経て、その役割が大きく変わりました。当初は、大阪方面に通勤する 30 歳前後の若いサラリーマンのベッドタウンとしての役割でしたが、今や様々な年齢層の様々な生活スタイルを持つ方々の複合住居地域になっております。また、男山の中心に位置するUR都市機構による中高層集合住宅にも高齢化が進行し、生活、買物、交通、安全、交流といった面でも再生が期待されております。UR都市機構が、これからの計画を主導します。未だ、明確な方向は示されておりませんが、本市としてもUR都市機構と協議を重ねてまいります。

水道事業では、核家族化の進展に伴い、節水意識の高まりと経済状況の変化から、今後も水需要が減少し、事業運営は厳しい状況が続くと予想されます。諸経費の抑制を図るなど、効率的な事業運営に努めます。水質監視や水道水源の確保と、災害時などにおける安定供給体制の確立を図り、「安全な水を、安定的に供給する」水道法の基本理念を社会的な使命とし、引き続き水の安定供給に努めます。本市の水道施設は給水を始めて約 50 年が経過し、維持管理の時代に入っております。第 5 次拡張事業の変更事業を計画的に進めるとともに、耐震性を備えた施設整備を推進してまいります。

下水道の整備につきましては、平成 20 年 3 月末で人口普及率が 99.5 パーセントとなり、水洗化率は 97.4 パーセントとなりました。引き続き全市域への普及に向けた

整備の推進に努めます。維持管理業務では、男山地域では下水道管渠の布設から 35 年が経過し、施設の老朽化が進んでおります。現在行っております陥没対策に加え、平成 20 年度に創設された国の「長寿命化支援制度」を活用し、施設の長寿命化を計画的に進めます。生活環境の改善と市内河川などの公共用水域の水質保全のため戸別訪問を実施し、水洗化の一層の促進に取り組みます。

生活環境対策では、環境自治体宣言のまちとして、平成 18 年度と 19 年度に環境自治体スタンダード判定委員会より、環境マネジメントシステム(L A S - E)第 2 ステージの合格判定を頂いたところであります。引き続き、八幡市環境基本計画の推進を図ります。市民や事業所が道路などの公共の場所を指定して、清掃活動に取り組むボランティア活動を市が支援する「美しいまちづくり まかせて！」事業を、美しいまちづくり推進員の活動と併せて取り組みます。

ごみ減量対策といたしましては、平成 17 年度から市内の環境団体、自治会などとの協働により、実施をいたしております「買物袋持参運動」を引き続き推進します。さらに、出前講座や地域懇談会などの機会を通して、生ごみの水切り徹底や、紙ごみなどのリサイクル推進について啓発を行います。

防災対策では、「災害に強いまち」を目指し、引き続き消防・防災体制の確立を図り、国土交通省淀川河川事務所や京都府などとともに、大規模洪水災害を想定した淀川上流連携型の防災訓練を実施します。

消防体制の充実では、消防機械力の向上を図るため、消防化学車を更新します。この消防車は油脂・化学物質の消火だけでなく、大きな水槽を積載し水利の悪い場所での消火活動にも力を発揮できるものです。さらに、現有の消防団車両の 2 台を更新し、平成 21 年度中に小型動力ポンプ付き積載車の整備を完結します。また、消防職員の資質の向上と人材育成とを図るため、消防大学校専科教育の受講を進めるとともに、救急救命体制を充実するため、より一層高度な応急措置が行えるよう救急隊員の資格取得に努めます。火災予防では、災害時における迅速な対応ができるよう、引き続き市民や自主防災組織の意識を高め、指導に努めるとともに、火災予防の啓発、事業所の防火体制の充実、ならびに住宅火災予防対策の推進を図ります。

防犯対策につきましては、以前より京都府に要望してまいりました欽明台地域の仮

称美濃山交番が4月に開設の運びとなりました。全市的にも、警察や関係団体と連携して防犯対策の強化を図ります。

5つ目は「共につくる、ふれあいのまちづくり」であります。

社会が多様化する中におきまして、自立した市民による市民のためのまちづくりを進めるためには、市民、団体、NPO、事業者などと行政とがそれぞれの役割を明確にしつつ、互いに持つ資源や情報を共有し、様々な課題の解決に向けて、協働で取り組んでいくことが必要です。本市におきましては、こうした考え方にに基づき、市民やそれぞれの団体、組織などと連携を図り、市民協働によるまちづくりの進め方について検討していく考えであります。また、市民活動情報サイトを開設し、各種団体やNPOなどの相互交流と、市民がまちづくりに参加する機会を広げ、活動の活性化を図っていきたいと考えております。さらに、市民の皆さんが市政に関心を持ち、市政をより身近に感じて頂けるよう、市に関する問題にお答えを頂く「仮称やわた ものしり博士」認定試験を実施します。

私自身が市民の皆さんの活動の場に出向く「市長とふれあいトーク」も、2年目をむかえ、より市民に身近に膝を付き合わせた意見交換により、相互理解を深め、互いの信頼関係に結ばれた市政推進に努めます。さらに、市民の皆さんの率直なご意見をお伺いする従来の「市民の声」と市役所内に設置して私自身が直接開封します「ご意見たまたま箱」を統合して、市民の方々からの生のお声を聞かせて頂き、より開かれた市政を目指します。

市と市民とを結ぶパイプ役としてのホームページをこのたびリニューアルします。市民と共に市政を進めるうえで大きな役割を演じてくれるものと考えます。新しいホームページでは、情報提供の一層の充実を図ります。併せて、新たな財源確保を目指して、ホームページへの有料広告の掲載にも取り組みます。

昨年10月から隣保館の呼び名を変更いたしました。南ヶ丘隣保館を「八幡人権・交流センター」に、都隣保館を「有都交流センター」としたところであります。これらのセンターを拠点として、市民一人ひとりが人権を尊重し、互いを認め理解しあう

社会の実現を目指した取り組みを進めてまいります。女性政策につきましては、今議会に男女共同参画推進条例案を上程させて頂いております。情報提供や交流スペースの確保に向けて準備を進めます。

I T 関連では、より多くの方が本市のホームページや議会中継などを利用して頂けるよう、インターネット回線を増強します。

京都府と府内市町村が共同で開発を進めております基幹業務や、公共施設予約などの共同システムにつきましては、その導入を検討します。税業務の共同化につきましては、広域連合組織の設立に向けた設立準備委員会が平成 20 年度に発足し、平成 21 年度内設立が目指されております。共同化業務は、徴収業務が先行実施され、その後課税システム開発などの整備の後、賦課業務が実施されることとなっております。市として、適正課税を進めながら、財政健全化が図れるよう適切に対応してまいります。なお、城南市町村税滞納整理組合につきましては、広域連合組織の発足後に解散する予定です。

職員の定員管理につきましては、定員適正化計画による職員数の抑制に努めております。職員退職手当を除く人件費は減少傾向にあります。加えて、平成 22 年度から地域手当支給率の引き下げを行います。これに先立って特別職の地域手当支給率は平成 21 年度から先行して引き下げます。職員手当の適正化にも努めます。職員の資質向上につきましては、多様化する行政需要に応え、良質な市民サービスを提供していくためには、更なる能力開発や意識の改革と行動の変容が求められます。このため、平成 20 年度中に人材育成の指針となる人材育成基本方針を策定します。市職員の使命は、市民のために奉仕することであることを、今一度問い直します。窓口対応につきましては丁寧な対応を問い直します。従来の階層別研修を細分化し、職位や経験に応じたきめ細かい内容に見直します。各種研修の充実に努め、人事評価と合わせて、総合的な人材育成に取り組みます。また、高度な知識習得や広い視野の涵養を図るため、京都府との人事交流や研修専門機関への派遣を積極的に行い、職員の育成に取り組みます。職員採用にあたりましては、さらに透明性・公平性を確保するため、職員採用試験制度の改善に着手をいたしております。

事務事業評価につきましては、これまで、成果志向やコスト意識、顧客志向の視点から事業を精査することにより、職員の意識改革を図ってまいりました。平成 21 年

度は、平成 17 年度から取り組んでまいりました市民アンケートの結果を踏まえた総括を行い、事業の見直しや行財政改革につながります。また、各種施策に関して、専門的な立場からの指導助言を適宜頂く目的で、平成 21 年度から政策アドバイザーを設置することといたしております。

八幡市学校再編整備計画に基づく市内小学校の統合により、不用となりました小学校の跡地活用につきましては「公共施設有効活用検討会議」からの最終報告を受けました。より具体的な活用を図るため庁内に関係部長による「学校跡地活用具体化会議」を設置いたしました。平成 20 年度内に活用案の方向付けをいたします。

(むすびに)

以上、平成 21 年度の市政運営の方針と施策の概要について、説明をさせていただきました。

八幡市のまちは、大きく変わらなければなりません。元気にならなければなりません。対症療法も大切ですが、行政が責任を持って取り組まなければならないもう一つは、将来を見据えた息の長い計画です。八幡市は常に積極的であること、心優しいこと、この2つが求められていると考えております。向上のためには、汗をかくこと、努力することが必要です。

大変厳しい財政状況であり、限られた財源の中でありますので、至らないところも多くあります。私なりに、市民生活の向上と将来のまちの発展に向け、熱をこめて積極的な予算編成に取り組んだところであります。八幡市に暮らす7万4千市民のために、引き続き、努力を重ねてまいりる覚悟であります。市民の皆様ならびに議員の皆様の、なお一層のご支援と、ご理解とご協力を心からお願いをいたしまして、誇りに思える八幡市を共に力を合わせてつくっていきましょうと提案をさせて頂き、平成 21 年度の施政方針とさせていただきます。